



平成27年5月1日

株式会社オートアクションに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社オートアクション（以下「オートアクション」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

オートアクションが供給する中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）及び同項第3号（おとり広告）に該当）が認められました。

1 オートアクションの概要

所在地 大阪府八尾市南亀井町二丁目3番57号
代表者 代表取締役 田村 智志
設立年月 平成18年9月
資本金 500万円（平成27年2月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表1記載の中古自動車28台

(2) 対象表示（表示例については別紙参照）

ア 修復歴のあった中古自動車に係る表示（優良誤認）

(7) 表示内容

別表2「車種等」欄記載の中古自動車24台について、同表「G○○関西版掲載号」欄記載の号の「G○○関西版」と称する中古自動車情報誌（以下「G○○関西版」という。）において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際

別表2「車種等」欄記載の中古自動車24台は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

イ 取引に応じることができない中古自動車に係る表示（おとり広告）

(7) 表示内容

別表3「車種等」欄記載の中古自動車8台について、同表「Goo関西版掲載号」欄記載の号のGoo関西版において、当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していた。

(1) 実際

別表3「車種等」欄記載の中古自動車8台は、同表「発売日」欄記載の日よりも前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)の

- ・ ア(7)の表示は、ア(1)のとおりであって、対象中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり
- ・ イ(7)の表示は、イ(1)のとおりであって、実際には取引に応じることができない場合の対象中古自動車についての表示であり

景品表示法に違反するものである旨を一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06-6941-2175

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

別表 1

番号	車種	車台番号
1	ストリーム	RN6-1023472
2	レガシィツーリングワゴン	BP5-020006
3	マークIIブリット	GX110-0017053
4	アルファードG	MNH10W-0071758
5	オデッセイ	RB1-3310428
6	エルグランド	ME51-058749
7	アルファードV	ANH10-0110070
8	アコードワゴン	CM2-3007276
9	b B	NCP30-0029591
10	アルファードG	ANH10-0132219
11	アコード	CL1-1001469
12	マークX	GRX120-3003801
13	インサイト	ZE2-1122627
14	マークX	GRX120-3054923
15	レガシィツーリングワゴン	BP5-160940
16	ステップワゴン	RG1-1359278
17	レガシィツーリングワゴン	BP5-093778
18	アルファードG	MNH10W-0013655
19	b B	NCP31-0209131
20	プレサージュ	TU31-306086
21	マークX	GRX120-3043672
22	ステップワゴン	RF5-1110745
23	マークX	GRX120-3015808
24	レガシィツーリングワゴン	BP5-052386
25	ステップワゴン	RF3-1509934
26	マークX	GRX120-3046624
27	オデッセイ	RB1-3417231
28	フーガ	Y50-102190

別表 2

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
1	ストリーム	RN6-1023472	平成 25 年 1 月 10 日 平成 25 年 1 月 24 日	2013 02.10 2013 02.24
2	レガシィツーリング ワゴン	BP5-020006	平成 25 年 3 月 28 日 平成 25 年 4 月 11 日 平成 25 年 4 月 25 日 平成 25 年 5 月 9 日 平成 25 年 5 月 23 日	2013 04.28 2013 05.11 2013 05.25 2013 06.09 2013 06.23
3	マーク II ブリット	GX110-0017053	平成 25 年 4 月 25 日 平成 25 年 6 月 13 日 平成 25 年 6 月 27 日 平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 5 月 22 日	2013 05.25 2013 07.13 2013 07.27 2013 08.11 2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 03.13 2014 04.27 2014 06.22
4	アルファード G	MNH10W-0071758	平成 25 年 5 月 23 日 平成 25 年 6 月 13 日	2013 06.23 2013 07.13
5	オデッセイ	RB1-3310428	平成 25 年 5 月 23 日	2013 06.23
6	エルブランド	ME51-058749	平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日 平成 25 年 9 月 12 日 平成 25 年 9 月 26 日 平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日	2013 08.11 2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22 2013 10.12 2013 10.26 2013 11.10 2013 11.24

番号	車種等		発売日	Goo関西版掲載号
	車種	車台番号		
7	アルファードV	ANH10-0110070	平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日	2013 08.11 2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22
8	アコードワゴン	CM2-3007276	平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日	2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22
9	b B	NCP30-0029591	平成 25 年 9 月 12 日 平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 3 月 13 日	2013 10.12 2013 11.10 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13 2014 04.13
10	アルファードG	ANH10-0132219	平成 25 年 9 月 12 日 平成 25 年 9 月 26 日 平成 25 年 10 月 10 日	2013 10.12 2013 10.26 2013 11.10
11	アコード	CL1-1001469	平成 25 年 9 月 12 日	2013 10.12
12	マークX	GRX120-3003801	平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日	2013 11.10 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13 2014 03.27
13	インサイト	ZE2-1122627	平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 11.10 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.26 2014 02.23
14	マークX	GRX120-3054923	平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日	2013 11.10 2013 11.24

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
15	レガシィツーリングワゴン	BP5-160940	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 02.23
16	ステップワゴン	RG1-1359278	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日	2013 11.24 2013 12.14
17	レガシィツーリングワゴン	BP5-093778	平成 25 年 10 月 24 日	2013 11.24
18	アルファードG	MNH10W-0013655	平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 4 月 10 日 平成 26 年 4 月 24 日 平成 26 年 5 月 8 日	2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 02.09 2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13 2014 04.27 2014 05.10 2014 05.24 2014 06.08
19	b B	NCP31-0209131	平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 3 月 13 日	2013 12.28 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13 2014 04.13
20	プレサージュ	TU31-306086	平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23
21	マークX	GRX120-3043672	平成 25 年 11 月 28 日	2013 12.28
22	ステップワゴン	RF5-1110745	平成 25 年 12 月 12 日	2014 01.12
23	マークX	GRX120-3015808	平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日	2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
2 4	レガシィツーリング ワゴン	BP5-052386	平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日	2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号	契約成立日
	車種	車台番号			
1	レガシィツーリングワゴン	BP5-020006	平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 10 月 24 日	2013 08.11 2013 11.24	平成 25 年 6 月 12 日
2	ストリーム	RN6-1023472	平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日	2013 09.08 2013 09.22	平成 25 年 2 月 1 日
3	アコードワゴン	CM2-3007276	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23	平成 25 年 8 月 26 日
4	ステップワゴン	RF3-1509934	平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 4 月 10 日	2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13 2014 04.27 2014 05.10	平成 25 年 7 月 18 日
5	マーク X	GRX120-3046624	平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 4 月 10 日	2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13 2014 04.27 2014 05.10	平成 25 年 11 月 22 日
6	オデッセイ	RB1-3417231	平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日	2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13	平成 26 年 1 月 24 日
7	ステップワゴン	RF5-1110745	平成 26 年 2 月 27 日	2014 03.27	平成 26 年 1 月 24 日
8	フーガ	Y50-102190	平成 26 年 4 月 10 日	2014 05.10	平成 26 年 3 月 19 日

(注) 契約成立日は、注文書に基づき車両登録を行った日又は注文書に基づき車両代金が支払われた日を記載している。

<表示例①：優良誤認>

オートアクションがGoo関西版の「2013 02.10」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示（別表2の番号1「ストリーム」）

左記中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

「修無」

<表示例②：おとり広告>

オートアクションがGoo関西版の「2013 08.11」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示（別表3の番号1「レガシィツーリングワゴン」）

左記中古自動車は、Goo関西版の「2013 08.11」号が発売された平成25年7月11日以前に売却されており、取引に応じることができないものであった。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ おとり広告に関する表示（抜粋）

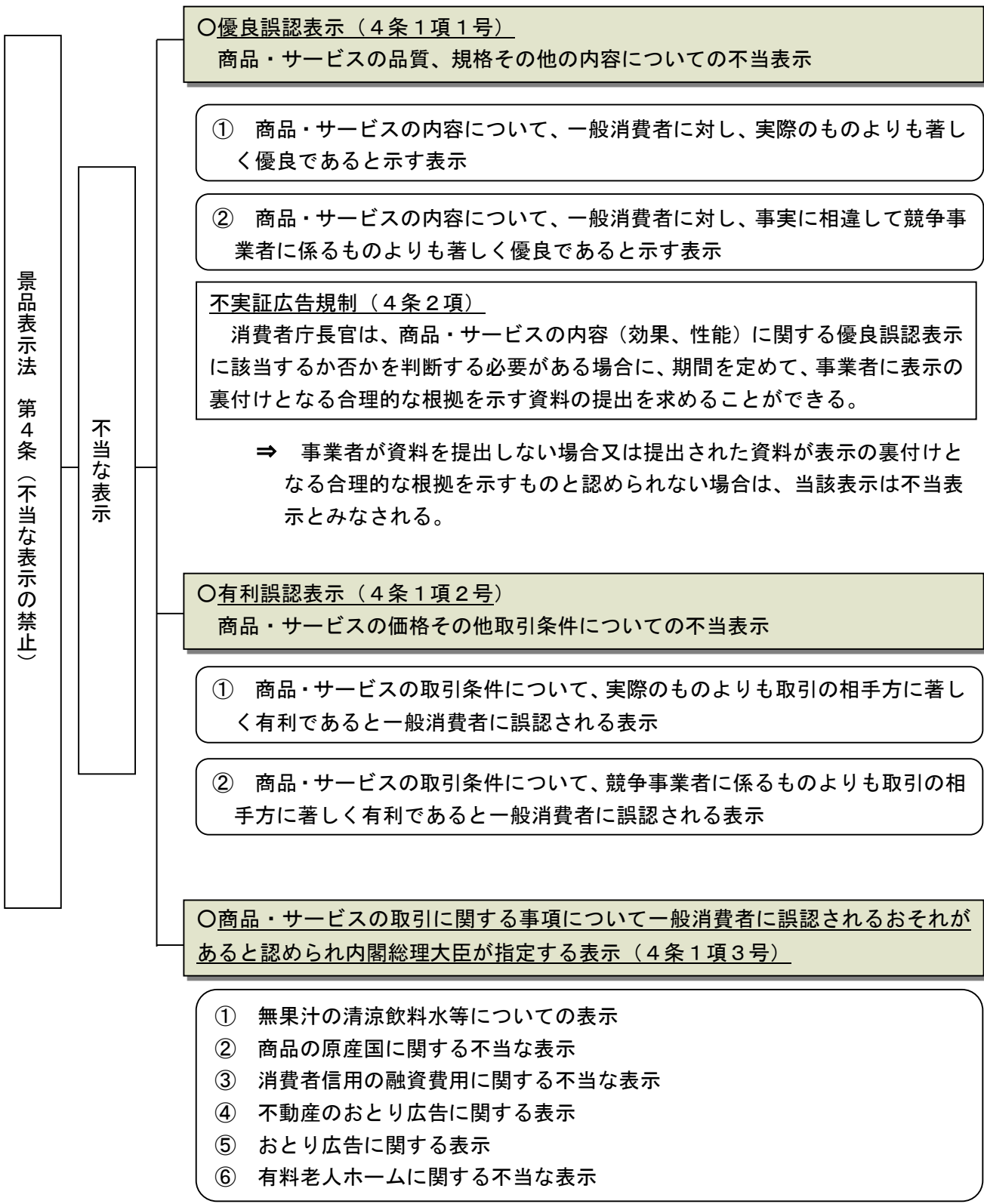
（平成五年公正取引委員会告示第十七号）

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示

二～四 （省略）

景品表示法による表示規制の概要



消表対第567号
平成27年5月1日

株式会社オートアクション
代表取締役 田村 智志 殿

消費者庁長官 板東 久美子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示及び同項第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成5年公正取引委員会告示第17号。以下「おとり広告告示」という。）第1号に該当する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が運営する「オートアクション本店」及び「オートアクション外環店」と称する中古自動車等販売店（以下「オートアクション本店等」という。）において一般消費者に販売していた別表1記載の中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア(ア) 貴社は、別表2「車種等」欄記載の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「Goo関西版掲載号」欄記載の号の「Goo関西版」と称する中古自動車情報誌（以下「Goo関西版」という。）において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたこと。
 - イ(イ) 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票（以下「出品票」という。）に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであったこと。
 - エ(エ) 貴社は、別表3「発売日」欄記載の日に発売された同表「Goo関西版掲載号」欄記載の号のGoo関西版において、同表「車種等」欄記載の中古自動車を掲載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降に同表「車種等」欄記載の中古自動車を販売することができるかのように表示していたこと。
 - オ(オ) 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動車は、同表「発売日」欄記載の日よりも前の同表「契約成立日」欄記載の日には売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであったこと。

ウ(ア) 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、別表2「車種等」欄記載の中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(イ) 前記イ(ア)の表示は、前記イ(イ)のとおりであって、別表3「車種等」欄記載の中古自動車について、実際には取引に応じることができない場合の当該中古自動車についての表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)ア及びイ記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3)ア 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)ア記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

イ 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)イ記載の表示と同様の表示を行うことにより、実際には取引に応じることができない場合の中古自動車の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社オートアクション（以下「オートアクション」という。）は、大阪府八尾市南亀井町二丁目3番57号に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。

(2) オートアクションは、オートオークションを利用するなどして中古自動車を仕入れ、オートアクション本店等において、中古自動車を一般消費者に販売している。

(3) オートアクションは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo関西版に販売する中古自動車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。

(4)ア オートアクションは、別表2「車種等」欄記載の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、同表「発売日」欄記載の日に発売された同表「Goo関西版掲載号」欄記載の号のGoo関西版において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表2「車種等」欄記載の中古自動車は、出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

(5)ア オートアクションは、別表3「発売日」欄記載の日に発売された同表「Goo関西版掲載号」欄記載の号のGoo関西版において、同表「車種等」欄記載の中古自動車を掲載することにより、あたかも、同表「発売日」欄記載の日以降に同表「車種等」欄記載の中古自動車を販売することができるかのように表示していた。

イ 実際には、別表3「車種等」欄記載の中古自動車は、同表「発売日」欄記載の日よりも前の同表「契約成立日」欄記載の日に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。

3 法令の適用

- (1) 前記2(4)の事実によれば、オートアクションは、自己の供給する別表2「車種等」欄記載の中古自動車の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。
- (2) 前記2(5)の事実によれば、オートアクションは、別表3「車種等」欄記載の中古自動車の取引に関し、実際には取引に応じることができない場合の当該中古自動車についての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第1号に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
(注) 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
(注2) 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

番号	車種	車台番号
1	ストリーム	RN6-1023472
2	レガシィツーリングワゴン	BP5-020006
3	マークIIブリット	GX110-0017053
4	アルファードG	MNH10W-0071758
5	オデッセイ	RB1-3310428
6	エルグランド	ME51-058749
7	アルファードV	ANH10-0110070
8	アコードワゴン	CM2-3007276
9	b B	NCP30-0029591
10	アルファードG	ANH10-0132219
11	アコード	CL1-1001469
12	マークX	GRX120-3003801
13	インサイト	ZE2-1122627
14	マークX	GRX120-3054923
15	レガシィツーリングワゴン	BP5-160940
16	ステップワゴン	RG1-1359278
17	レガシィツーリングワゴン	BP5-093778
18	アルファードG	MNH10W-0013655
19	b B	NCP31-0209131
20	プレサージュ	TU31-306086
21	マークX	GRX120-3043672
22	ステップワゴン	RF5-1110745
23	マークX	GRX120-3015808
24	レガシィツーリングワゴン	BP5-052386
25	ステップワゴン	RF3-1509934
26	マークX	GRX120-3046624
27	オデッセイ	RB1-3417231
28	フーガ	Y50-102190

別表 2

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
1	ストリーム	RN6-1023472	平成 25 年 1 月 10 日 平成 25 年 1 月 24 日	2013 02.10 2013 02.24
2	レガシィツーリング ワゴン	BP5-020006	平成 25 年 3 月 28 日 平成 25 年 4 月 11 日 平成 25 年 4 月 25 日 平成 25 年 5 月 9 日 平成 25 年 5 月 23 日	2013 04.28 2013 05.11 2013 05.25 2013 06.09 2013 06.23
3	マーク II ブリット	GX110-0017053	平成 25 年 4 月 25 日 平成 25 年 6 月 13 日 平成 25 年 6 月 27 日 平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 5 月 22 日	2013 05.25 2013 07.13 2013 07.27 2013 08.11 2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 03.13 2014 04.27 2014 06.22
4	アルファード G	MNH10W-0071758	平成 25 年 5 月 23 日 平成 25 年 6 月 13 日	2013 06.23 2013 07.13
5	オデッセイ	RB1-3310428	平成 25 年 5 月 23 日	2013 06.23
6	エルグランド	ME51-058749	平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日 平成 25 年 9 月 12 日 平成 25 年 9 月 26 日 平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日	2013 08.11 2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22 2013 10.12 2013 10.26 2013 11.10 2013 11.24

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
7	アルファードV	ANH10-0110070	平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日	2013 08.11 2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22
8	アコードワゴン	CM2-3007276	平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日	2013 08.25 2013 09.08 2013 09.22
9	b B	NCP30-0029591	平成 25 年 9 月 12 日 平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 3 月 13 日	2013 10.12 2013 11.10 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13 2014 04.13
10	アルファードG	ANH10-0132219	平成 25 年 9 月 12 日 平成 25 年 9 月 26 日 平成 25 年 10 月 10 日	2013 10.12 2013 10.26 2013 11.10
11	アコード	CL1-1001469	平成 25 年 9 月 12 日	2013 10.12
12	マークX	GRX120-3003801	平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日	2013 11.10 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13 2014 03.27
13	インサイト	ZE2-1122627	平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 11.10 2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.26 2014 02.23

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
1 4	マーク X	GRX120-3054923	平成 25 年 10 月 10 日 平成 25 年 10 月 24 日	2013 11.10 2013 11.24
1 5	レガシィツーリング ワゴン	BP5-160940	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 02.23
1 6	ステップワゴン	RG1-1359278	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日	2013 11.24 2013 12.14
1 7	レガシィツーリング ワゴン	BP5-093778	平成 25 年 10 月 24 日	2013 11.24
1 8	アルファード G	MNH10W-0013655	平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 4 月 10 日 平成 26 年 4 月 24 日 平成 26 年 5 月 8 日	2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 02.09 2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13 2014 04.27 2014 05.10 2014 05.24 2014 06.08
1 9	b B	NCP31-0209131	平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 3 月 13 日	2013 12.28 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13 2014 04.13
2 0	プレサージュ	TU31-306086	平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23
2 1	マーク X	GRX120-3043672	平成 25 年 11 月 28 日	2013 12.28
2 2	ステップワゴン	RF5-1110745	平成 25 年 12 月 12 日	2014 01.12

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号
	車種	車台番号		
23	マーク X	GRX120-3015808	平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日	2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13
24	レガシィツーリング ワゴン	BP5-052386	平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日 平成 26 年 2 月 13 日	2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23 2014 03.13

別表 3

番号	車種等		発売日	G o o 関西版掲載号	契約成立日
	車種	車台番号			
1	レガシィツーリングワゴン	BP5-020006	平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 10 月 24 日	2013 08.11 2013 11.24	平成 25 年 6 月 12 日
2	ストリーム	RN6-1023472	平成 25 年 8 月 8 日 平成 25 年 8 月 22 日	2013 09.08 2013 09.22	平成 25 年 2 月 1 日
3	アコードワゴン	CM2-3007276	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 11 月 28 日 平成 25 年 12 月 12 日 平成 25 年 12 月 26 日 平成 26 年 1 月 9 日 平成 26 年 1 月 23 日	2013 11.24 2013 12.14 2013 12.28 2014 01.12 2014 01.26 2014 02.09 2014 02.23	平成 25 年 8 月 26 日
4	ステップワゴン	RF3-1509934	平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 4 月 10 日	2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13 2014 04.27 2014 05.10	平成 25 年 7 月 18 日
5	マーク X	GRX120-3046624	平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日 平成 26 年 3 月 27 日 平成 26 年 4 月 10 日	2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13 2014 04.27 2014 05.10	平成 25 年 11 月 22 日
6	オデッセイ	RB1-3417231	平成 26 年 2 月 13 日 平成 26 年 2 月 27 日 平成 26 年 3 月 13 日	2014 03.13 2014 03.27 2014 04.13	平成 26 年 1 月 24 日
7	ステップワゴン	RF5-1110745	平成 26 年 2 月 27 日	2014 03.27	平成 26 年 1 月 24 日
8	フーガ	Y50-102190	平成 26 年 4 月 10 日	2014 05.10	平成 26 年 3 月 19 日

(注) 契約成立日は、注文書に基づき車両登録を行った日又は注文書に基づき車両代金が支払われた日を記載している。